

第4章 関係機関、団体との連携強化

1 国・他都道府県・市町村との連携

(1) 国・他都道府県との連携

消費者被害や製品事故について、国や他の都道府県と積極的に情報交換を行い、消費者被害の未然防止や製品事故の拡大防止に努めます。

(2) 市町村との連携

消費生活相談について、市町村は消費者の身近な相談窓口として相談対応を行い、県は中核的センターとして、市町村に対する技術的な助言や情報提供等の実施により、市町村相談体制を支援します。

2 消費者団体・事業者団体との連携

(1) 消費者団体との連携

消費者団体との協働により、消費者学習・啓発や食の安全の普及啓発など各地域における実践的な取組を支援します。

(2) 事業者団体との連携

製造業や小売業などの各事業者団体との連携を強化し、商品等の自主基準の作成や検査体制の強化、苦情処理体制の整備など、消費者の信頼確保に向けた取組を促進します。

3 弁護士会・司法書士会等との連携

弁護士会や司法書士会等専門機関との連携により、専門的な相談体制の強化を図ります。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

庁内における消費者施策の推進体制を強化するとともに、関係機関・団体との連携を強化します。

2 進行管理

毎年度、基本計画に関する進捗状況等について検証を行い、検証結果を群馬県消費生活問題審議会に報告し、公表します。

また、群馬県消費生活問題審議会や県民・消費者団体等からの意見や要望に基づき、新たな取組について検討します。

【本計画に関するお問い合わせ】

群馬県生活文化スポーツ部消費生活課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目一番一号

TEL 027-226-2274 FAX 027-223-8100

E-mail: shouhika@pref.gunma.lg.jp

【消費生活に関する御相談】

・最寄りの市町村の消費生活相談窓口または、消費者ホットライン

TEL 0570-064-370 (お近くの消費生活相談窓口が案内されます。)

・群馬県消費生活センター (前橋市大手町一丁目一番一号)

TEL 027-223-3001 FAX 027-223-8100

※相談は、電話または来所にてお願いします。